

平成28年10月25日開催

## 新庄市農業委員会第29回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成28年10月）議事録

1. 開催日時 平成28年10月25日（火）10時00分

2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター

3. 出席委員（16名）

1番	星川	豊	2番	高橋	眞
3番	高橋	和彦	4番	樋口	彦弥
5番	高橋	敏行	6番	海藤	芳正
7番	伊藤	忠男	9番	梶腹	銀蔵
10番	佐藤	義一	12番	柏倉	嘉門
14番	浅沼	玲子	15番	井上	茂雄
16番	吉野	昭男	18番	清水	哲夫
19番	笹	行也	21番	齋藤	謙二

#### 4. 欠席した委員（5名）

8番 今田 則雄 11番 小嶋 忠昭 13番 佐藤 喜代志  
17番 星川 勇吉 20番 三原 常男

#### 5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第129号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第130号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第131号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第132号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 6 議案第133号 農地利用集積計画について  
日程第 7 議案第134号 農地中間管理機構による買い入れ協議について  
日程第 8 報告第 65号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第 9 報告第 66号 2アール未満農地転用届出について  
日程第10 報告第 67号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

#### 6. 出席した事務局職員

局 長	荒澤 精也	総務主査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	主 事	渡部 瑞姫

#### 7. 総会議長

星川 豊

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

ただいまより、平成28年度新庄市農業委員会第29回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は16名でございます。選挙による委員の出席は13名、欠席通告者は、8番今田則雄委員、11番小嶋忠昭委員、13番佐藤喜代志委員、17番星川勇吉委員、20番三原常男委員。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第29回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

##### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名

を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に3番の高橋和彦委員と15番の井上茂雄委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第129号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第129号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの5件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番。10月19日に調査いたしました。△△さんと△△さんは親戚関係でありまして、なんら問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第18条第6項関連でもありますので、こちらもよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

議案第129号農地法第3条の許可申請について、稲舟地区1番について、10月20日双方に聞きとり調査をいたしました。△△さんが本家、そして△△さんが別家という関係であります。△△さんが△△さんの家から別家になるときに、この農地をもらってきたんですけども、登記を付けていなかったということで、今回このような申請になったと言

うことで△△さんの父親が今年の3月に亡くなりまして、△△さんが相続した件でこのようにしたということで、所有権移転の贈与でなんら問題ありませんので、ひとつどうぞよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区2番についても、同様に△△さんの家が別家ということで本家からもらってきた田んぼが、このように登記漏れということで、△△さんの件と同様に、△△さんの父親が亡くなった経緯の中で、△△さんが相続をした中での贈与ということですので、なんら問題ありませんでしたので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の3番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟3番につきまして、10月20日調査した結果、この土地は△△さんから出された土地で、山手にある農地を△△さんが借受けるということでなんら問題ありませんのでよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向1番に関しまして、10月20日に調査した結果をご報告いたします。△△さんと△△さんの親の時代に行ったことを今回この代で整理したもので、贈与と言うことですので問題ないと判断しましたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第129号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第129号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第130号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第130号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

議案第130号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1番につきまして、10月20日に調査いたしました。事務局の説明の通り問題ありませんでしたので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第130号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第130号農地法第4条の規定による許可

申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第131号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

#### ○事務局

議案第131号農地法第5条の規定による許可申請について、八向地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは八向地区の1番について調査報告をお願いします。

#### ○18番

議案第131号農地法第5条の規定による許可申請について、八向地区1番につきまして、現地調査の結果を報告いたします。10月18日に申請者の△△さんと△△の社長の両名に事実確認を行いました。申請内容は所有権の移転が伴う農地転用で、△△が、鶏舎を建築するという事で間違いありませんでした。農地と宅地、雑種地を含めた一体の事業計画となっております。両者が合意しており、先ほど事務局の説明にもありましたが、農地法に照らし合わせてみたところ、許可要件を満たしていると考えます。しかしながら、調査活動をしてきた中で、地元住民からは、鳥インフルエンザや悪臭に関する心配などの理由から、反対の声が多数挙がっており、鶏舎建設に反対する本合海住民の会が発足している状況であります。そこで、県に対して意見書を提出する必要があると思いますので、この場をお借りしまして、意見書提出の件を動議いたします。

#### ○議長

はい、ご苦労様でした。ただいま、動議が発動されました。この動議について、総会会議規則第2条の規定により、この動議について、賛成者の確認をいたします。賛成者の方は、挙手願います。

<賛成というもの多数あり>

#### ○議長

賛成の方が1名以上おりますので、この動議を認めることにいたします。この際、評決順序を確認いたします。まず初めに、議案第131号農地法第5条の規定による許可申請についてを審議いたしまして、その後に動議案件を審議いたしたいと思いますが、ご異議

ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。それではこれより議案第131号農地法第5条の規定による許可申請についての質疑に入ります。先ほどの調査報告について、質疑ございませんか。

○14番

付け加えて意見を述べさせていただきます。

○議長

意見ですか、動議ですか。

○14番

動議ではありません。意見ですけれども、よろしいですか。

○議長

はい。

○14番

この度の議案に上程されました、鶏舎建設に関しましては、農地法上の一般基準、立地基準は満たしておりますので、許可相当であるという判断になると思われましても、この鶏舎建設につきましては、公害が伴っておりまして、他の市町村でもかなり問題となっております。また、今日、傍聴席の方に、地域の住民の方が反対ということでお見えになっておりますけれども、地域住民の方の多数の反対もありまして、ましてや鶏舎建設する場所は、住宅に隣接した場所になっておりますので、住んでいる方にとっては、毎日不安を強いられることとなります。事業者が、公害がないと言うことで説明されておりますけれども、これは全く100パーセントないとはいえないことでもありますので、先ほど清水委員が県に対して意見を述べてということでお話になりましたが、こちらの農業委員会の考えもぜひお伝えして、許可要件の意見のひとつとして取り上げてもらえるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

ご苦勞様でした。ただいま、そういうふうなお話を申しあげたようなことも付け加えて、農業会議の常任常設審議委員会で意見を申しあげてほしいと言うことだと思ひますけれども、それは、私が常任常設審議委員にもなっておりますので、必ず申し伝えることをお約束いたします。ということで、まずはこの第131号について、質疑は他にございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第131号農地法第5条の規定による許可申請については、原案の通りに決する事にご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第131号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、動議の件についてを上程いたします。清水委員、動議案の説明をお願いいたします。

○18番

鶏舎建設において、住民の反対が多数挙がっている状況ですので、意見書を提出することを提案します。意見書はこれから事務局が配布します。

○議長

暫時休憩

(意見書を配布)

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、動議案件の説明をお願いします。

○18番

「△△からの農地法第5条の規定による許可申請書に関する意見書。農地法上は許可が相当と認められる。ただし、別添のとおり、鶏舎建設に反対する本合海地区住民の会からの要望書等がある。主な反対の理由は、①住宅にあまりにも近く、悪臭はじめ安心安全な生活ができないこと。②鳥インフルエンザ発生の危険があること。③本合海は歴史文化・景勝にすぐれた地域であり、そのイメージが損なわれることである。申請者には、事業活動に伴う、水質汚濁及び悪臭公害の防止に努めるとともに、地域住民の同意が得られるよう努力、配慮を求めるものである。」

今読み上げた意見書を県知事に提出してはどうかと考えております。この審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいま説明のあった、動議案件の△△からの農地法第5条の規定による許可申請書に関する意見書についての質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。動議案件の△△からの農地法第5条の規定による許可申請書に関する意見書については、原案の通りに決する事にご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、動議案件の△△からの農地法第5条の規定による許可申請書に関する意見書については、原案の通り、可決決定されました。それでは、事務局は意見書を整えて、県の方に提出してください。よろしいですね。それで、私の方も県の常設審議委員の一員でありますので、その際には現地の状況を公平にお伝えして、審議してもらいたいと思います。それから鮭川村で先般ありましたね。これと同じような案件が挙がってきました。これは、地域の鮭川村でなく、違う地域の方が現場調査をして、通しているようでした。ご参考までにお伝えしました。とにかく、地元のことを考えれば、色々な事も考えられますので、その辺の所を中心に審議会の中でも意見を述べさせていただきたいと思います。

ここで一旦、暫時休憩をとりたいと思います。

○議長

それでは休憩を解いて再開いたします。次に、日程第5、議案第132号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第132号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区3件、萩野地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、4件について、審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番。10月19日に調査いたしました。△△さんは高齢でして、数年前から誰かに貸したらいいのではないかと問われていたそうです。そこで今回の解約となりましたので、なんら問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは次に、新庄地区の2番についての調査報告をお願いいたします。

○5番

新庄2番、10月19日に調査確認をいたしました。農地法3条でも説明したとおり、なんら問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは次に、新庄地区の3番についての調査報告をお願いいたします。

○3番

新庄3番につきまして、10月19日に調査確認いたしました。事務局説明の通りで間違いありません。また、買い入れ協議関連ですので、そちらも併せてよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に萩野地区の1番についての調査報告をお願いいたします。

○15番

萩野地区1番につきまして、10月20日に調査いたしました。△△さんが、個人経営から会社経営に移行するための手続のための解約ですので、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第132号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第132号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました  
次に、日程第6、議案133号農用地利用集積計画についてを上程いたします。ここで高橋眞委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退室を求めます。暫時休憩。

<「高橋眞委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第133号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区2番の28件でございます。議案書に基づき朗読し、ご提案申しあげます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、28件について、ご提案申しあげます。ご審議の程よろしくお願い申しあげます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の賃借権設定25件、所有権設定3件について質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第133号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第133号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました

○議長

ここで退席委員の入場を認めます。暫時休憩。

<「高橋眞委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。次に、日程第7、議案134号農地中間管理機構による農用地の買入協議についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第134号農地中間管理機構による農用地の買入協議について、新庄地区1件ございます。議案書に基づき朗読し、ご提案を申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○3番

議案第134号農地中間管理機構による農用地の買入協議について、新庄1番について、10月19日に調査いたしました。事務局説明のとおり、問題ないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第134号農地中間管理機構による農用地の買入協議について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第134号農地中間管理機構による買入協議については原案のとおり可決決定されました

それでは、これより報告案件に入ります。日程第8、報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区1番までの3件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、3件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第9、報告第66号2アール未満農地転用届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第66号2アール未満農地転用届出について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第66号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第66号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第10、報告第67号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第67号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件、稲舟地区1件の2件ございます。議案書に基づき、ご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第67号地目変更登記に係る法務局からの照会について、ご異議ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、報告第67号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項については可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第29回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成28年10月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員

議事録署名委員